

## 企画建設常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年9月26日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 吉川遂也副委員長 横路政之 堀井秀昭 政野太 五島誠  
松本みのり
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 横山和昭議会事務局議事調査係長
5. 説明員 石原博行水道局局长 天野武美水道課長 迫慎一水道課管理係長
6. 傍聴者 2名(うち議員 藤木百合子議員)
7. 会議に付した事件
  - 1 議案第131号 広島県水道広域連合企業団の設立について
  - 2 意見書について
  - 3 その他

午後2時50分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから企画建設常任委員会を開会いたします。傍聴、録音、録画を許可いたします。

### 1 議案第131号 広島県水道広域連合企業団の設立について

○桂藤和夫委員長 これより議案第131号、広島県水道広域連合企業団の設立について、を議題といたします。議題につきましては既に本会議において説明を受けておりますが、執行者からの追加説明があれば、説明をお願いいたします。課長。

○天野武美水道課長 本日、追加資料といたしまして、2枚の資料を御用意させていただいております。まず両面印刷の広島県水道広域連合企業団の設立について。これまで御説明をしておりますが、改めて、趣旨、規約の概要、めくっていただきまして、施行期日、根拠法令、そして、今後のスケジュールをまとめたものでございます。1ページ目に戻っていただきまして、2の規約の概要でございまして。これまで議員全員協議会等で御説明をしておりますが、下から3番目、財務第20条を御覧ください。先般、議案第6号の撤回に関連いたしまして、丸が二つありますが、2段目の丸、負担金の負担割合を、具体的に記載(10分の10)、この部分をこれまでの説明に加えて追記をいたしております。そして2枚目、右上に参考資料を記載しておりますが、これが規約の修正にかかる趣旨、あるいは総務省からの指摘内容、修正案、根拠法令等を取りまとめたものでございます。あくまで参考資料として提出いたします。説明は以上です。

○桂藤和夫委員長 ただいま説明をいただきましたけれども、これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。ある方は挙手の上発言をしてください。松本委員。

○松本みのり委員 企業団参加について、コンセッションの検討は全くされていないのだというお話でしたけれども、やはりその根拠の部分をしっかりしていただかないと、このまま企業団に入っ

たあと、5年後 10 年後にその話が出てきたときに、さあどうするといったときに庄原市はもう 14 分の 1、10 何分の 1 の議決しか持たない中でそこに反対もできないということになると不安だなと思うのだけれども、その辺りをお願いいたします。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 これまでも御説明をしてきたところではございますが、水道事業は、市民の日常生活等に不可欠なライフラインであり、地方公共団体は、水道事業者として、安全・安心な水を適切な料金で安定供給するという責務を果たしていくことが非常に重要と考えております。一方、コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体に残したまま、運営権を民間事業者に設定する方式であり、民間の創意工夫により、利用者ニーズを反映した質の高いサービスが期待されることから、全国的には、主に空港や公営住宅などで採用しております。かつて広島県では、平成 27 年度に県営の水道事業及び工業用水道事業を対象にコンセッション方式の活用が検討されましたが、制度や会計上の課題などから、実施に至らなかったものでございます。この経緯を踏まえてと考えられますが、今回の企業団設立準備協議会においては、民営化やコンセッションについて検討したことは、一度もなく、企業団の事業計画にも記載していないところでございます。以上です。

○桂藤和夫委員長 松本委員。

○松本みのり委員 今回は検討されていないということですが、国では 2013 年に元副総理兼財務大臣の麻生太郎さんがワシントンのシンクタンクの戦略国際問題研究所で、水道事業を全て民営化すると宣言をされたのがスタートで、2016 年のアベノミクスの成長戦略を取りまとめる未来投資会議でのテーマは、公的資産の民間開放。その場で水道事業のコンセッション方式、運営権を民間企業に売却する民営化手法が議論になり、その翌年に宮城県庁でコンセッション方式を検討する会合、その翌年には水道法改正で民営化に門戸が開かれ、翌年、宮城県で宮城方式の導入に向けた条例改正があり、21 年には、宮城の工業用水上水道運営権を 20 年間民間企業に一括売却しようという流れも起こってきています。その中で、今回、広域化は国でも有利な補助金を出されるということで、苦しい水道事業を抱える中で、それを使って広域化して、少しでも料金の高騰を抑えようという考えで皆さん検討されていますけれど、また、今度はこの広域化の後にやはりコンセッションのためのそういった補助金も計画されたりして、そちらに流れなければ、やっていくのが難しいということも考えられるかと思うのです。スタートの時点で、やはりなぜコンセッションを選択しないのかということを経営者に参加する皆さんで理念としてしっかり持っていないと、この先、コンセッションのほうに流されていくことというのは、大いにありうると思うのですけれども、その辺りはいかがお考えですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 コンセッション方式については先ほど御説明しましたように、広島県においては過去に水道事業及び工業用水道事業において検討した経緯はあるのですけれども、結果採用に至らなかったと。これは県で当時検討されて、デメリットが優位であったと聞いております。その結果、先ほど言いましたが、この今回の準備協議会では、全く議論に上がらなかった。これが冒頭で、松本議員さんが言われたその根拠といたしますか、今後も民営化並びにコンセッション方式の導入は、考えていないという一つの根拠になろうかと思っております。以上です。

- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 広島県では全く検討しない。一方で宮城県は、同じように水道事業を守っていかなければならない中で、コンセッション方式を採択されたと。
- 堀井秀昭委員 庄原市は広島県で宮城県のことなんか関係ない。なぜそういったことがこの議論で出るのか。
- 桂藤和夫委員長 松本委員。
- 松本みのり委員 国が広域化をまず進めて、その後に民営化をさせたいという思いがあって補助金を出されたり、コンセッションにあたって企業に運営権を売った自治体は、地方債の元本一括繰り上げ返済の際に利息が最大全額免除されるようにされたこともあったりして、そこに流れを持っていきたいというのがあると思ったので、今はコンセッションを全く考えていないと言っている、もっとそちらに有利なものが出てきたら、流れができてくる可能性はあると思って聞いております。
- 桂藤和夫委員長 堀井委員。
- 堀井秀昭委員 全ての政策は、経年することによって変わっていくだろう。現在の政策が今、必要なものかどうかという判断が一番大事だろうと思う。コンセッションということは私らは余り聞いたことがないのだけれど、民営化自体が最終的に必ず悪ということを確認的におっしゃるのは何か根拠があるのか。
- 五島誠委員 委員間討論の時間ではないので、整理してください。
- 桂藤和夫委員長 横路委員。
- 横路政之委員 このまま認めてもいいと思います。ただし松本委員の懸念のことなのですけれども、全く議論の俎上にも上がらなかった。もし、一言でも委員の中から少し不安なのだということがあったのなら、それが将来的に拡大していく可能性もあるのですけれども、全くなかったというのは、将来的にもこういった形で進めていくという根拠にはなると思うので、私は、これは認めてもいいと思います。
- 桂藤和夫委員長 他にありませんか。副委員長。
- 吉川遂也副委員長 事務的な部分の確認をさせていただきたいのですが、これは総務省に出した後で、ここは問題だということで返ってきたという話であったと思うのですが、それは結局、事業団設立準備委員会の中での落ち度となるのか。あるいは事前に異議なしという通知があったにもかかわらず、それをあえて総務省が変えてきて、総務省の見解のミスなのか。どう捉えればいいと説明できますでしょうか。
- 桂藤和夫委員長 課長。
- 天野武美水道課長 この企業団規約につきましては、昨年度から企業団の設置許可権限を有する総務省自治行政局市町村課で、今回の企業団の設立準備協議会の本部であります広島県が事前協議という形で、昨年度来、協議を重ねておりました。そして、本年7月段階で事務レベルでは、これ以上の修正はもうありませんという確約をいただいていたのですが、9月に入りまして、正式には9月2日付けで総務省見解ということで、撤回前の企業団規約では、設置許可をおろすことができないということがございました。そして、週明けに9月5日の月曜日、設立準備協議会から各市町に対して、修正の協議がなされ、5日付で書面決議をいたしまして、本市につきましては、9月6日火曜日に修正、再上程の依頼がきたところでございます。議員の御質問のどこに問題があったかと

いうところなのですが、先般撤回のときの説明でも申しましたが、総務省と広島県、設立準備協議会の双方の確認や調整が不足していたと聞いております。以上です。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川達也副委員長 双方というところで落ち着くのかなとは思いますが、結構特殊なケースかなと思う。今後、こういうことはもう二度とないと思いますが、これで最終確認で、もう変更なしということよろしいですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 9月5日付けで、県の準備協会と総務省がウェブ会議をいたしまして、これ以上の修正はないという確約をいただいております。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 市民に対してメリットの説明は議会にありましたけれど、どういったデメリットを検討されたという部分が全く見えてこなかったのです。もう一度、デメリットについて、これまでどのような検討をされてきたのか、お話しいただければと思います。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 先般の6月議会の一般質問の中でもっと市民へ広報する必要があるというお話をいただきまして、先般9月5日付けの市民広報の中に回覧という形で、水道広域連携についてという両面印刷のものをお配りして、本市が進めております水道企業団の前段で、今抱えておる課題であったり、企業団に参加した場合の水道料金であったり、交付金等が得られること等のメリットについては御報告いたしました。議員、今おっしゃられるそのデメリットの部分なのですが、正直、タイトなスケジュールの中で、この企業団の設立に向けて、いろいろな作業があります。この間もお話ししましたように、最終的に言いますと、水道事業の関係条例の廃止や、それに伴う条例や規約等の改正とか、今後も様々な協議をどんどん詰めていかないといけないのです。事務作業上のデメリットはあるのですけれども、広域化による市民の皆さんが受けるデメリットは、正直見当たらないもので先般の回覧に記載をしていないところでございます。以上です。

○桂藤和夫委員長 政野委員。

○政野太委員 修正があった内容については確かに説明を受けました。上程付託をされたものの審査ということで、間違いはないですね。この審議の進め方なのですが、それはどのようにされるのかもう一度整理をお願いしてもよろしいですか。

○桂藤和夫委員長 追加説明をお聞きした上で質疑をして質疑を終結した段階で、執行者に退席をしていただいて、この議案についての採決をするという方向でございます。政野委員。

○政野太委員 今これに関する説明を聞いているという段階でよろしいですね。でもこれに関する質問とはあまり感じ得ないのですけれども、その辺はどうでしょう。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 最終的に確認します。庄原市が今管理・保持している水道事業の資産・財産は、企業団の資産財産になるのですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 企業団における各構成団体の資産は、区分会計という原則に基づき、庄原市がこれまで持っていた資産は、企業団統一後もそれぞれ庄原市の資産になります。今お配りした、両

面印刷の一番下、附則のところを見ていただきたいのですが、丸が三つございます。その一番下、構成団体の水道事業の事務・資産等、債務債権は企業団が承継するとなっております。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 それで実際に、管理・運営は、庄原市の職員が企業団へ出向をして、この水道事業の職員として働くということだったけれど、間違いないですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 この庄原事務所につきましては、今議員がおっしゃられたとおりです。

○桂藤和夫委員長 他にこの議案についての質問ありませんか。政野委員。

○政野太委員 試算はまだこれからと思うのですが、10分の10と経費の試算をされた、条例文に入っただけですが、大体10分の10がどれぐらいなるという試算をされていますか。新年度予算にすぐ組んでいかなければいけない予算になると思いますけれど。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 まず10分の10の意味なのですが、庄原市を給水エリアとする地域における水道事業に要する経費は、全て庄原市が負担という意味で10分の10という表現にしております。今政野議員さんおっしゃられたその予算規模はということなのですが、正確には、今から令和5年度の予算については、設立準備会、協議会と詰めていくこととなっております。一応の試算では、令和5年度の4条予算につきましては5億6,600万という試算が出ております。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。この議案に対する質疑ありますか。松本委員。

○松本みのり委員 企業団参加について、入り口のところすごく入りやすくなっているかと思います。コンセッションは検討しないし、財産もそれぞれ持ったまま、会計も別々でやっていきます。今ある事業所なども当面はそのまま行きますよというところで、すごく賛成がしやすい形で出しているかと思うのですが、それも事業所などに関しても当面はというのがついていまして、その先々ではやはり減らしていかなければならない。庄原は特に保全拠点なども支所を利用してたくさんあつたりするので、多分減らしていくとしたらまずは庄原からかなというところもあつたりします。あと、水道工事事業者さんも当面は多分今の地元の企業さんをそのままお願いしてやっていただく形になるかと思うのですが、後は規格を統一したり、一括発注だったりいろんな面で統一化されて、大きな工事になってくると、なかなか地元事業者さんが仕事を受けてという部分も少なくなってくるのではないかと思います。そういったところは、どのように考えられているのでしょうか。守られますよという確約があって参加するのと、先のことはわからないよと言って参加するのとでは違うと思い、そこはしっかり確認しておきたいと思って今聞いています。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 今後水道事業者への発注形態がどのようになっていくかという御質問であろうかと思いますが、当面3年間は、現在の発注形態を受け継ぐことになっておりますので、現在庄原市の水道事業に手を挙げていただいている業者の中から決まるということになります。その後、3年を超えたところからどうなるかということなのですが、今度水道企業団に登録をいただいた業者へ、それ以降は発注するようになります。そこら辺を今後整理していくために、実は今年度、水道事業者向けに、まず企業団の説明会を11月に開く予定にしております。なので、今後3年間をかけて、地域の水道事業者の方に啓発活動し、最終的には、企業団の指名へ入っていただいて水道

事業を請け負っていただくための条件整備を行っていくという予定にしております。

○松本みのり委員 企業団になったとしても庄原市の工事に関しては庄原市で決めていく形が残っていくことですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 3年間は今の発注形態なので、これまでと同じ形なのですが、令和8年度以降は、先ほど言いましたように企業団へ指名登録をしていただいた業者の中から企業団が契約事務を今度することになります。ただ発注に際しては、やはり地域に精通した事業者の方々なくしては水道工事を行えないと企業団も考えておりますので、最終的な指名形態等については、そこら辺が考慮されるものと考えております。以上です。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 設立についての規約等の議案が参加市町各議会で今審議されている途中かと思えますけれども、その他市町の進捗状況の情報は今持っておられますか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 庄原市と同じように9月5日以前に上程した市町が、府中市、三次市、東広島市、そして本市の4市ありました。府中市につきましては、9月9日に、議案の訂正ということで、9月20日に常任委員会を開かれ、最終的には9月26日本日、議決をされる予定と聞いております。三次市につきましては、9月7日に撤回、再上程。そして、9月8日に委員会説明を行い、28日水曜日に議決と聞いております。東広島市につきましては、9月9日に撤回再上程を行い、9月13日に委員会説明、そして9月15日に議決されたと聞いております。その他の、県を含めて、市町につきましては、上程前に修正ができましたので、今庄原市が上程しております修正後の案で上程を行い、議決までのスケジュールにのっていると聞いております。以上です。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 この段階において参加を予定されている、この規約の中に市町の名前が入りましたけれども、それが抜けるような方向が出てくるとか、否決されたということは特になく、あり得ないということで確認してよろしいですか。

○桂藤和夫委員長 課長。

○天野武美水道課長 広島県及びこの14市町につきましては先般の協議会でも、企業団の設立に向けて固く意志統一を図った上で今回の議案の上程に当たっておりますので、議員おっしゃるように抜けるとかいった市町はないということは断言できると思います。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。ないようですので執行者の方は御退席ください。ありがとうございました。

[執行者 退席]

○桂藤和夫委員長 それではこれより議案第131号を採決いたします。採決は挙手でを行います。挙手されない場合は反対とみなします。棄権をされる方は御退席ください。退席者はいらっしゃいますでしょうか。ないようですので、議案131号を採決します。賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手]

○桂藤和夫委員長 賛成多数でありますので、よって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

## 2 意見書について

○桂藤和夫委員長        それでは次の協議事項でございますけれども、協議事項2、意見書について、でございます。先日の委員会で審査をしていただきました、請願第1号、消費税インボイス制度の実施中止を求めるとの意見書を求める請願に関連して、当委員会から意見書を提出する件について、を協議事項といたします。御手元にお配りしております意見書案につきまして、副委員長より要点の説明をお願いいたします。

○吉川遂也副委員長        では、先般の請願の採択にあたりまして、各委員から、白紙撤回というのはいかなるものか、あるいは、市内の状況をよく考えてというような話、あるいは、制度的には進んでいることについて、実質的な要請をするほうがいいのではないかなど等の意見を踏まえまして、また委員会の意見を統一すると、委員会としての意見書を提出することを大前提といたしまして、今回インボイス制度、御手元にあります意見書を取りまとめ、文書化させていただきました。中身について1回読み上げます。インボイス制度の小規模農家や中小零細事業者等への影響を緩和する措置を求める意見書。令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度（消費税適格請求書等保存方式）では、多くの中小零細事業者は取引先から適格請求書（インボイス）の発行を求めることが想定される。本市においても小規模農家の大多数を初め、多くの中小零細事業者は、免税事業者であり、適格請求書を発行することができず、本則計算の課税事業者は、仕入れ税額控除が行えないため、消費税負担が増加することになる。このことで、取引の停止や新規の取引先を獲得しにくくなる、さらには値引きの強要につながる懸念されている。農業経営体の出荷先の多くは農業協同組合（以下「農協」という。）であることから、既に特例（農協特例等）が設定されているものの、農協以外の民間事業者や直売所に出荷する場合などは、特例が適用されないため、経営に大きな影響を与えることが予想される。また、家畜市場においては卸卸売市場特約の対象となっておらず、小規模畜産農家にとっては生産コスト高騰の中、経営に深刻な影響を及ぼしかねない。よって、国におかれては、小規模農家等が営農を継続するとともに、安定的な経営が可能となるよう、また中小零細事業者が市場から排除されないことがないよう、以下の措置を講ずるよう強く要望する。一つ、免税事業者が市場取引から排除されることを防止するため、平成28年改正法附則第52条第1項の経過措置（インボイス制度導入後3年間は免税事業者等からの課税仕入の80%については仕入税額控除ができる措置）を制度施行後6年間は維持すること。二つ、小規模農家で、直売所出荷者、小規模畜産農家等の免税事業者が、一定の要件を満たせば、適格請求書を発行できるような特例を設けること。（課税事業者となることで現在の税制上の優遇措置が受けられなくなるため）以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。という内容とさせていただきます。鑑みますと、庄原市内やはり農業事業者、小規模農家が多くありまして、免税事業者中でも、インボイス制度について精査したところ、影響を受けそうなところは、市場を農協特例、あるいは卸売特例、その他の特例が様々設定されている中で、排除されているところ。あるいは中小零細事業者については、消費税の仕入税額控除ができる期間が3年間で80%、そのあとの3年間で50%というところを考えると、3年間の80%をある程度の期間延ばしていただきたい、猶予を加えることで仕入税額控除を認める範囲をふやしていただきたいという要望が免税事業者に与える影響を緩和できるの

ではないかと考えております。以上、内容をもって、説明とさせていただきます。

○桂藤和夫委員長 　　ただいまの副委員長から説明をいただきましたけれども、委員会として、この意見書を提出するかどうか。提出するのであれば、内容をどうするかなど、委員の皆様の御意見をお伺いしたいと思います。五島委員。

○五島誠委員 　　他にも即してあって影響を少なくしようというところをよく練られた意見書をつくっていただいたので、私はこの委員会として出すのはいいのではないかなと思います。

○桂藤和夫委員長 　　他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 　　この小規模畜産農家などには、農家さんだけでなくいろんな免税業者さんが含まれるのですか。

○桂藤和夫委員長 　　副委員長。

○吉川遂也副委員長 　　基本的に影響を受ける農家というのは、先ほど言ったように、例えば小規模農家で農協に米をつくって売ってもらっている事業者、これは免税業者がほとんどですけれども、こういうものに関しては農協が農協特例の中でインボイスを発行します。それから卸売市場特例というのは、卸売市場に、例えばナスやピーマンを出荷された方は、卸売市場がかわりにインボイスを発行されます。ここで落ちるのは、例えば、直売所などに免税事業者が出荷をされますけれども、この場合、例えばレストランを経営している人が、その市場で買い物をし、これを税額控除したいのでインボイスの請求書くださいと言われたときに、これは免税事業者でありながらインボイスを発行する事業者かどうかを明らかに明示して、それを区分けした請求書を市場の人が出すことになるのです。想定の中で、そういった、例えば道の駅とかに事業者が来られて買うのに、BツーBの商売として、例えば、5,000万円以下、この前勉強しましたけれど簡易課税制度を採用されていない、もっと大きい規模の方が、道の駅で税額控除を受けるためのインボイスが欲しいと言われるようなことは、あまり想定できないという部分もあります。ただ、レストランに直接農家等が野菜やお米を販売されるときに、ある程度の事業規模のレストラン等におろされることは想定されます。それが、例えばカゴメのようなところに大きいトマト農家が出荷されるときは、恐らく両方課税業者なので、既にインボイス制度の範疇に入ります。ただし、1,000万円以下の小さい農家が、ある程度のレストランチェーンに商品を販売する部分に関しては、インボイスを求める可能性があるので、この「等」には、そういったすごく狭い範疇でありますけれども、農家等に影響があるのではないかとということを含めて、「等」を入れております。

○桂藤和夫委員長 　　堀井委員。

○堀井秀昭委員 　　松本委員の質問は、今の副委員長の説明趣旨とは少し違う。特例を設けて、インボイスを発行できるようにすることには、農家だけではなく、一般的な零細事業者も含まれるのですかという質問をしたと思う。

○桂藤和夫委員長 　　副委員長。

○吉川遂也副委員長 　　それも含めて可能であれば、インボイスを発行していただくように特例を設けることはできると思うのですが、ここでこういう制度設計をして、こういう特例にしてくださいということは多分我々の能力では無理。課税事業者、影響が特に出そうな小規模農家やあるいは中小の畜産農家等を含める中では、中小零細企業者一般というのものもあるのはあります。中小企業零細企業は消費税額控除の80%という中である程度の考慮されているところもあるので、国において税制

の中で、インボイスが発行できるような措置を制度設計ができればそれが一番だと思いますが、それを具体化して要望することは能力的に不可能なのでこういう表現にしております。

○桂藤和夫委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 一生懸命考えてくれて意見書をつくってくれたのだから、これでいいと思うのだけれど、私が思っていたのは、こういった3年間の特例を6年間維持しようとか、農家とか直売所とかに限定するのではなく、全て事業を行っている、物販をしている事業者、免税事業者であろうが、課税事業者であろうが、誰もがインボイスの請求書を発行できるようにすれば、もめることはないと思っていたから、それが一番いいとは思う。これはこれでそれなりに意味があるので、今回は、この意見書で承認することにしましょう。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○吉川遂也副委員長 例えば、誰でもインボイスを発行できるようにすることはいいのですが、多分制度の根幹なので、そこが。制度の根幹なので、一部事業、こういう事業者こういうパターンでは、特例として、例えば先ほどの農協以外の卸売市場にやるとか、特例の中で緩和していくという政策を多分、法の趣旨として根幹で捉えられている制度なので、全員がインボイスということになると、インボイスの意味自体がやはりなくなってくところがあるので、登録した業者が、この者は税額控除を正式にしてください、認めますという書類としてのインボイスなので、そこが免税事業者も誰でも可能というのは、やはり文書化としては難しいので、この表現に抑えさせていただきました。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。それでは意見書を企画建設常任委員会として、定例会最終日に本会議に提出したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 それでは委員会として意見書を提出することに決定いたしました。多少の修正等は、正副委員長に一任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。堀井委員。

○堀井秀昭委員 本会議で質問が出るとしたら、今松本委員が質問したところだろうと思う。「等」で済みますか、ここへ書き換えればいい話だから、「中小零細企業」と明らかに書くか。そのところは委員長・副委員長で検討してお願いします。

○桂藤和夫委員長 それでは協議事項2を終わります。

---

### 3 その他

○桂藤和夫委員長 その他、何か皆さんからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようでしたら、以上で企画建設常任委員会を散会いたします。

午後3時32分 散 会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

企画建設常任委員会

委員長